

運営委員会の委員の選任について
(案)

2026年3月31日をもって運営委員会の委員長及び委員6名が任期満了となることに伴い、定款第41条の規定に基づき、別紙1のとおり選任する。

なお、委嘱手続きについては、第269回理事会（2020年11月25日開催）第2号議案の議決に基づき実施する。

以上

【添付資料】

別紙1：選任する委員（長）の氏名等

別紙2：委嘱状

<参考>定款（抜粋）

（委員会）

第41条 本機関は、理事会の議決を経て、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の諮問に応じて業務運営に関する重要事項又は専門的知見を必要とする事項を調査審議し、理事会に対し意見を述べることができる。
- 3 委員会は、複数名の委員で構成するものとし、委員数、委員の資格、委員の任期、委員の選解任の手続その他委員会を運営する上で必要な事項は、委員会ごとに、理事会が定める。

<参考>第269回理事会（2020年11月25日開催）第2号議案の議決事項（抜粋）

2. 委員会への諮問事項

- (1) 組織運営に係る検討
- (2) 災害復旧費用の相互扶助及び災害時連携計画等、防災に関する事項の検討
- (3) その他他委員会で取り扱わない事項についての検討

4. 委員への委嘱手続

- ・ 委員への委嘱は別紙2（略）により行う。
- ・ 秘密保持、情報の目的外利用禁止に関する誓約書の提出依頼その他の委嘱に関する

事務手続きは総務部長にて処理する。

5. 委員の任期等

- ・ 委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- ・ なお、後任委員の選任が必要となったときは、理事会が選任する。



**選任する委員（長）の氏名等
(案)**

委員長

大橋 弘 東京大学 副学長、公共政策大学院 教授、大学院経済学研究科 教授
(敬称略)

委員

秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構 グループリーダー・主席研究員
安藤 至大 日本大学 経済学部 教授
伊藤 武志 大阪大学 社会ソリューションイニシアティブ 教授
宇田川 真之 国立研究開発法人防災科学技術研究所 客員研究員
島田 雄介 シティユーワ法律事務所 弁護士

(敬称略・五十音順)

以 上

(別紙2)

広域総第2025-号

(委員(長)氏名) 殿

電力広域的運営推進機関 運営委員会の委員(長)を委嘱します。
期間は、2026年4月1日から2028年3月31日までとします。

2026年2月4日

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

(公印省略)